

2020年1月10日
日本生命保険相互会社

「ニッセイみらいのカタチ 入院総合保険“NEW in 1”^{ニューインワン}」
ご契約者様へのお知らせ
(「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」・「歯周外科治療におけるバイオ・
リジェネレーション法」の「先進医療」からの削除(見込)について)

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働大臣が定める「先進医療」は、診療報酬の改定時には保険診療となるかと併せて削除について検討されます。また、適宜追加・削除が行われております。

今般、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」・「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」(以下、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等)が、2020年4月1日より、「先進医療」から削除される見込みです。(2020年3月の厚生労働省告示をもって決定予定。)

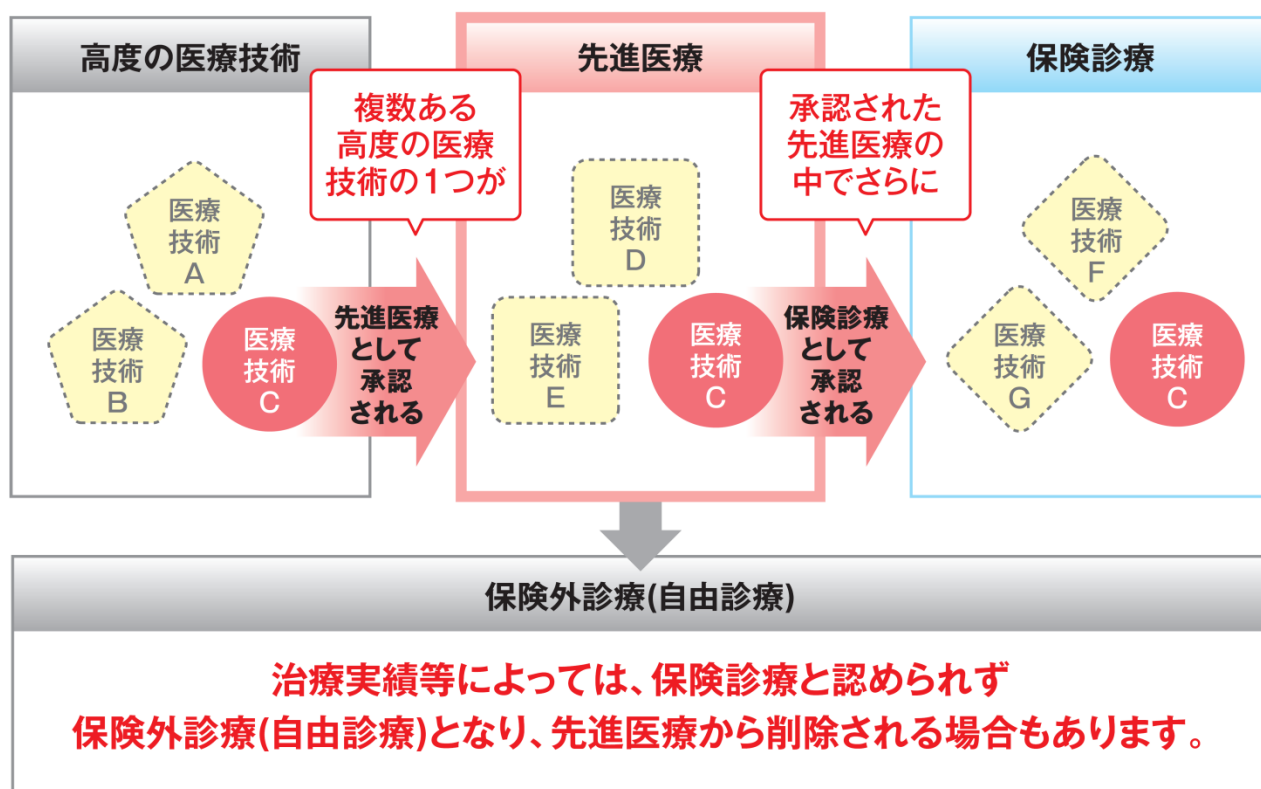
“NEW in 1”^{ニューインワン}の先進医療給付金については、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める「先進医療」であることを支払事由としてしております。そのため、「先進医療」から削除された場合、ご契約日に関わらず、2020年4月1日以降に受ける「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等は、「NEW in 1”の先進医療給付金の支払対象外となる点、ご留意ください。

“NEW in 1”^{ニューインワン}は「先進医療」の保険診療としての承認、追加・削除に応じ、自動的に連動して保障範囲が変更となります。今後、「先進医療」に関する最新の情報につきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。

厚生労働大臣が定める「先進医療」は、

- 原則 2 年に 1 回行われる診療報酬の改定時には 保険診療となるかと併せて削除について検討 されます。
- 適宜追加・削除 が行われております。

高度の医療技術が先進医療を経て保険診療・保険外診療となるまで（イメージ）



監修: (公財) 日本生命済生会 日本生命病院

※当資料に記載の内容は、2019年12月現在の公的医療保険制度に基づきます。

※「先進医療」については、対象となる医療行為、医療機関および適応症等に制限があります。
詳しくは厚生労働省ホームページ等をご確認ください。

(出典) 厚生労働省ホームページ: 「先進医療の概要について」 「中央社会保険医療協議会総会 (第 441 回) 議事次第 『先進医療会議からの報告について』」 を参考に作成